

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

(乗車券類の改札)

第 138 条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して係員又は自動改札機による改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても又同じ。

(乗車券類の引渡し)

第 139 条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。